ShinMaywa

新明和工業株式会社

証券コード:7224

第100_{期 定時株主総会} 招集ご通知

開催 日時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時

開催 場所 兵庫県宝塚市新明和町1番1号 当社本社5階大会議室

※末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照くだ さい。

- ・議決権は、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより、事前に行使していただくよう、お願いいたします。
- ・インターネット上で、株主総会のライブ中継及び事前質問の受け付けをいたします。詳細につきましては、 $5\sim7$ ページをご参照ください。

株主総会におけるお土産の配付は取りやめております。

第100期定時株主総会招集ご通知							
株主総会参考書類							
第1号議案	剰余金の処分の件						
第2号議案	取締役8名選任の件						
第3号議案	監査役1名選任の件						
事業報告		20					
計算書類		49					

監査報告書 ------ 51

(証券コード 7224) 2024年6月7日 (電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株主各位

兵庫県宝塚市新明和町1番1号 新明和工業株式会社

取締役社長 五 十 川 龍 之

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知いたします。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.shinmaywa.co.jp/ir/general_meeting.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



※「銘柄名(会社名)」欄に当社名又は「証券コード」欄に「7224」を入力の上、「検索」 をクリックし、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月24日(月曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月25日 (火曜日) 午前10時

2. 場 兵庫県宝塚市新明和町1番1号 当社本社5階大会議室 (末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第100期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計 算書類及び計算書類の内容報告の件
 - 2. 会計監査人及び監査役会の第100期(2023年4月1日から2024年3月31 日まで) 連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

剰余金の処分の件 第1号議案

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

[◎]本書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

[・]事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」

[・]連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書|及び「連結計算書類の連結注記表|

計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。8ページ以降の株主総会参考書類をご検討の上、ご行使 いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をさ れたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月24日(月曜日)午後5時到着

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月24日 (月曜日) 午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月25日(火曜日)午前10時

2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2024年6月24日(月曜日)午後5時までに、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログイン ID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された 「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(https://evote.tr.mufg.jp/)

- 1. パソコン又はスマートフォンから、上記の 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2. 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された 「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ■インターネットによる議決権行使の場合の注意点
- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する お問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

○ 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 午前9時~午後9時

株主総会のライブ中継及び事前質問の受付のご案内

インターネット上の株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」(以下「本サイト」といいます。) において、株主総会の模様をライブ中継いたします。

また、本サイトにおいて、本株主総会の開催に先立ち、本株主総会の目的事項に関して株主の皆様から事前のご質問をお受けいたします。

本サイトへのアクセスの方法、ライブ中継のご視聴の方法、事前質問の方法その他の詳細につきましては、下記をご参照ください。

記

1. 本サイトへのアクセスの方法

以下のいずれかの方法により、本サイトにアクセスしてください。

(1) スマートフォンからアクセスする場合

- ① 議決権行使書用紙裏面の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』欄に印刷されているQRコードをスマートフォンで読み取り、本サイトにアクセスしてください(「ログインID」と「パスワード」の入力は不要です)。
- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

(2) PCからアクセスする場合又はスマートフォンでQRコードを読み取ることができない場合

- ① ご利用のブラウザのアドレスバーに「https://engagement-portal.tr.mufg.jp/」と入力し、本サイトにアクセスしてください。
- ② 表示された「株主様認証画面(ログイン画面)」の所定の入力欄に、議決権行使書用紙裏面の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』欄に記載されている「ログインID」と「パスワード」(※)をご入力ください。
 - ※ 議決権行使サイトで使用するパスワードとは異なりますので、ご注意ください。
- ③ 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ④ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

2. 株主総会のライブ中継

(1) 配信日時

2024年6月25日(火曜日) 午前10時 ~ 株主総会終了時刻まで

- ※ 配信ページは、本株主総会開始時間の約30分前(午前9時30分頃)からアクセス可能です。
- ※ 天災地変その他のやむを得ない事由により、ライブ中継を実施できなくなる可能性がございます。

(2) ライブ中継の視聴方法

- ① 上記の配信日時に、本サイトにアクセスしてください。本サイトへのアクセスの方法については前ページの「1. 本サイトへのアクセスの方法 をご参照ください。
- ② 本サイトにログインした後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約にご同意の上、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

(3) ライブ中継のご視聴に係るご留意事項

- ・インターネットによる株主総会のライブ中継のご視聴は、会社法が定める株主総会への「出席」には該当しません。このため、ライブ中継をご視聴の株主様が、ライブ中継において議決権を行使したり質問を行ったりすることはできません。
- ・議決権の行使は、3ページ及び4ページをご参照の上、議決権行使書用紙又はインターネットにより事前に行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- ・ライブ中継のご視聴は、株主様ご本人に限らせていただきます。「ログインID」及び「パスワード」を第三者に譲渡・開示したり、ライブ中継の映像や音声をSNS等で公開したりすることはお控えください。
- ・通信障害等によりライブ中継をご視聴いただくのが困難になった場合でも、復旧を待たずに議事を進めさせていただくことがございます。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを 得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。
- ・ライブ中継をご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

3. 事前質問の受付

(1) 受付期間

本招集通知到着後 ~ 2024年6月14日 (金曜日) 午後5時まで

(2) 受付方法

- ① 上記受付期間内に、本サイトにアクセスしてください。本サイトへのアクセスの方法については前ページの「1. 本サイトへのアクセスの方法」をご参照ください。
- ② 本サイトにログインした後、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」 にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ④ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

(3) 事前質問に係るご留意事項

- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、本株主総会当日にご 回答させていただく予定です。
- ・株主様のご関心が高いと思われるものであっても本株主総会当日にご回答できないご質問については、本株 主総会終了後、当社ウェブサイト上にご回答を掲載させていただく予定です。
- ・<u>事前に頂戴した全てのご質問に対して、必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回</u>答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねます。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

【推奨環境】

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。

	Р	С	モバイル				
	Windows	Mac	iPad	iPhone	Android		
OS	Windows10以降	macOS 10.13 High Sierra以降	iOS 13.0以降	iOS 12.0以降	Android 8.0以降		
ブラウザ	Google Chrome, Microsoft Edge (Chromium)	Safari, Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome		

- ※ 各ブラウザは最新バージョンをご利用ください。
- ※ Internet Explorerはご利用いただけません。
- ※ 上記推奨環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

本サイトに関する お問い合わせ 三菱UF J 信託銀行株式会社 証券代行部

፩ 0120-676-808 (通話料無料) 受付時間 平日午前9時~午後5時

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中期経営計画「Sustainable Growth with Vision 2030 Phase 1 【転換】」の適用期間中における配当の基本方針として、株主の皆様に対する適切な利益還元、将来に向けた事業投資及び経営基盤維持のために必要な内部留保を勘案しつつ、連結ベースで配当性向を40%~50%とすることを定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針及び当事業年度の業績等に鑑み、1株につき24.5円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金(1 株につき22.5円)を含めた当事業年度の年間配当金は、1 株につき47円となります。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金24.5円 総額1,616,288,398円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2024年6月26日

〔ご参考〕配当金と配当性向の推移

	区	分	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (当事業年度) (2023年度)
1株当た	り年間	配当金(円)	38	42	45	47
	中	間(円)	19	19	21	22.5
	期	末(円)	19	23	24	24.5
連結	記当	性 向 (%)	45.5	40.0	40.5	42.6

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

各取締役候補者の詳細は、11ページから16ページに記載のとおりであります。

候補者番 号	氏 名	3	候補者の属性	当社における現在の地位	取締役会出席回数 (出 席 率)	取締役在任年数	性別
1	五十川龍	pē 之	再任	代表取締役 取締役社長	12/12回 (100%)	9年	男性
2	石丸寛	<u> </u>	再任	取締役 副社長執行役員	12/12回 (100%)	12年	男性
3	にし おか 西 岡	_{あきら}	再任	取締役 専務執行役員	12/12回 (100%)	5年	男性
4	久 米 俊	樹	再任	取締役 常務執行役員	12/12回 (100%)	5年	男性
5	相原敬	±	再任	取締役 常務執行役員	12/12回 (100%)	2年	男性
6	苅 田 祥	^{ふみ} 史	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)	6年	男性
7	長井聖	· 子	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)	5年	女性
8	毎原俊	志	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)	2年	男性

再任 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく 独立役員候補者

- (注) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結しており、各取締役候補者は、取締役に選任された場合には、その被保険者となります。D&O保険の契約内容の概要は以下のとおりであり、2024年6月に同内容での更新を予定しております。
 - ① 填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害 賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補します。

- ② 保険契約の期間 1年間
- ③ 被保険者の実質的保険料負担割合 全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担します。
- ④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置 保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないとすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることがないよう措置しております。

展補者番号 い そ がわ たつ ゆき 五十川龍之

再 任 所

所有する当社株式の数:46,697株 在任年数(本総会終結時):9年

男 性

1959年7月2日生 (64歳)

取締役会出席回数(出席率):12/12回(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社

2015年 4 月 当社常務執行役員

2012年 4月 当社執行役員

2015年 6 月 当社取締役

当社パーキングシステム事業部副事業部長

2016年 4 月 当社専務執行役員

東京エンジニアリングシステムズ株式会社(現新明和パークテック株式会社)常務取締役

2017年4月 当社代表取締役(現任) 当社取締役社長(現任)

2014年 4月 当社パーキングシステム事業部長

取締役候補者とした理由

パーキングシステム事業部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は代表取締役取締役社長として当社の経営の中枢を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

 候補者番号
 いし まる かん じ

 石 丸 實 二

再任 所有する当社株式の数:22,983株

男性

2 1957年9月20日年(66歳)

取締役会出席回数(出席率):12/12回(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社

2012年6月 当社取締役(現任)

在任年数(本総会終結時):12年

2011年 4月 当社執行役員

2014年 4 月 当社専務執行役員

当社海外事業統括本部長兼航空機統括本部長

2018年8月 当社副社長執行役員 (現任)

2012年 4月 当社常務執行役員

当社経営企画本部長

当社航空機事業部長

[当社における担当] 技術・サステナビリティ担当

取締役候補者とした理由

航空機事業部門、海外事業統括部門、経営企画部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 副社長執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

にし おか **西 岡** 再 任

所有する当社株式の数:24,906株 在任年数(本総会終結時):5年

男 性

3

1958年2月24日生(66歳)

取締役会出席回数(出席率):12/12回(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

あきら

彰

1982年 4月 当社入社 2017年 4月 当社常務執行役員 2013年 4月 当社執行役員 2019年 6月 当社取締役(現任)

当社人事総務部長 2023年 4 月 当社専務執行役員 (現任)

2014年 6月 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長 2023年12月 当社人事教育部長

新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長(現任)

[当社における担当] 法務・人事総務・人事教育担当

[重要な兼職の状況] 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長

取締役候補者とした理由

これまで人事総務部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務 執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 専務執行役 員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決 定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

候補者番号

久 米 俊 樹

再任

所有する当社株式の数: 20.535株

在仟年数(本総会終結時):5年

男性

1967年1月27日生(57歳)

取締役会出席回数(出席率):12/12回(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社 2019年 4月 当社常務執行役員 (現任)

2014年 4月 当社財務部長(現任) 2019年 6月 当社取締役(現任)

2017年 4月 当社執行役員

取締役候補者とした理由

これまで財務部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 常務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

相原敬士

再 任

所有する当社株式の数:16,801株 在任年数(本総会終結時):2年

男性

1963年2月13日生(61歳)

取締役会出席回数(出席率):12/12回(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社

2022年 4 月 当社新事業戦略本部長(現任)

2012年 4月 当社執行役員

2022年6月 当社取締役(現任)

当社流体事業部長

2022年10月 当社新事業戦略本部新事業開発部長

2016年 4月 当社常務執行役員(現任)

[当社における担当] 営業・国際担当、サステナビリティ副担当

取締役候補者とした理由

これまで流体事業部門、新事業開発部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 常務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

その他特記事項

6

よし ふみ かん だ 苅 田 祥 史

再任 社 外

所有する当社株式の数: 0株 在任年数(本総会終結時):6年

男性

1952年3月10日生(72歳)

独立

取締役会出席回数(出席率):12/12回(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年 4月 株式会社日立製作所入社 2002年 4月 同社関西支社副支社長

2004年 4月 同社情報・通信グループ公共システ

ム営業統括本部長

2006年 1月 同社理事

2008年12月 同社中国支社長 2011年 4月 同社執行役常務

同社電力統括営業本部長

2012年 4月 同社営業統括本部副統括本部長兼国 内本部長兼CS推進センタ長兼電力 システムグループ電力システム社電

力統括営業本部長

2015年4月 株式会社日立システムズパワーサー

ビス副社長執行役員

2017年3月 同社退任

2017年 4 月 株式会社日立製作所営業統括本部顧問

2017年6月 当社社外監查役

株式会社ルネサスイーストン (現 株式 会社グローセル) 社外取締役(現任)

2018年3月 株式会社日立製作所退任 2018年6月 当社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

・株式会社グローセル社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社日立製作所執行役常務のほか、株式会社グローセル社外取締役等の要職を歴任し、会社経営に関す る豊富な実務経験に基づいた高い識見を有しており、かかる識見に基づき、当社の取締役会において当社の経 営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に対する適正な監督を行っております。これらのこと から、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、コーポレー トガバナンスのより一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したため、取締役候補者とした ものであります。同氏には、これらの識見及び経験に基づき、主として、経営陣から独立した客観的な立場で 当社の経営について監督を行うこと、経営に関する助言を行うこと、中長期的な企業価値の向上と持続的な成 長を実現するため幅広く多様な視点が提供されること等を期待しております。

社外取締役としての独立性に関する事項

当社と株式会社グローセルとの間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において取締 役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結 しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。 当社は、同氏が本総会において取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

その他特記事項

同氏は、2024年6月26日開催予定の株式会社グローセル定時株主総会終結の時をもって同社の社外取締役を 退任する予定であります。

長井聖子

1960年6月22日生 (63歳)

再 任 **社 外** 所有する当社株式の数: 0株 在任年数(本総会終結時):5年

取締役会出席回数(出席率):12/12回(100%)

女性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 日本航空株式会社入社

1995年 4月 同社客室乗務員訓練教官担当

1997年 4月 同社国内線先任資格取得

1998年 4月 同社国際線先任資格取得(チーフパーサー)

2002年10月 同社機内販売グループ商品企画担当

2006年12月 同社客室乗務管理職

2008年4月 同社機内販売グループ長

2012年 4 月 株式会社ジャルエクスプレス客室部室長

2014年10月 日本航空株式会社羽田第4客室乗員室室長

2015年4月 学校法人関西外国語大学外国語学部教授(現任)

2019年6月 当社社外取締役(現任) 2021年6月 王子ホールディングス株式会社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

· 学校法人関西外国語大学外国語学部教授

・王子ホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本航空株式会社において国際線チーフパーサー、羽田第4客室乗員室室長等を務めたほか、学校法人関西外国語大学において外国語学部教授(ホスピタリティ担当)として後進の指導、育成にあたるなど、企業活動におけるホスピタリティの発揮等に関して豊富な実務経験に基づく高い識見を有していることに加え、王子ホールディングス株式会社社外取締役として会社経営にも関与しており、かかる識見及び経験に基づき、当社の取締役会において当社の経営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に対する適正な監督を行っております。これらのことから、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、また取締役会におけるジェンダーの多様性が確保されることにより、コーポレートガバナンスのより一層の充実と取締役会のさらなる活性化を図ることができると判断したため、取締役候補者としたものであります。同氏には、これらの識見及び経験に基づき、主として、経営陣から独立した客観的な立場で当社の経営について監督を行うこと、経営に関する助言を行うこと、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するため幅広く多様な視点が提供されること等を期待しております。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外取締役としての独立性に関する事項

当社と学校法人関西外国語大学及び王子ホールディングス株式会社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において取締役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

その他特記事項

うめ はら とし ゆき **垢 店** *は* 士

梅原俊志

再 任 社 外 所有する当社株式の数: 0株 在任年数(本総会終結時): 2年

男性

1957年9月3日生(66歳)

独立

取締役会出席回数(出席率): 12/12回(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月 日東電工株式会社入社

2010年 6月 同社執行役員オプティカル事業部門長

2013年 6月 同社上席執行役員

2014年 4月 同社上席執行役員経営統括部門

経営戦略統括部長兼調達統括部長 2014年 6月 同社上席執行役員CIO

2015年 4月 同社上席執行役員自動車材料事業部門長

2015年 6月 同社取締役常務執行役員

2017年 4月 同社取締役常務執行役員CTO

2017年 6月 同社取締役専務執行役員CTO

2018年 4月 同社取締役専務執行役員CTO兼CIO

2019年 6月 同社代表取締役専務執行役員CTO兼CIO

2020年 6月 同社退任

2020年 7月 国立大学法人北海道大学理事(非常勤)

2020年 8月 慶應義塾大学特任教授

2021年 6月 不二製油グループ本社株式会社社外取締役 (現任)

2022年 6月 第一稀元素化学工業株式会社社外取締役 (現任)

当社社外取締役 (現任)

2022年 9月 株式会社 J C C L 社外取締役

2022年12月 株式会社ユニラク代表取締役

2023年 4月 株式会社 J C C L 代表取締役 (現任)

2024年 2月 株式会社ユニラク退任

2024年 3月 国立大学法人北海道大学退任

慶應義塾大学退任

[重要な兼職の状況]

・不二製油グループ本社株式会社社外取締役

· 株式会社 J C C L 代表取締役

·第一稀元素化学工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日東電工株式会社代表取締役専務執行役員のほか、不二製油グループ本社株式会社社外取締役等の要職を歴任し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づいた高い識見を有していることから、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、コーポレートガバナンスのより一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したため、取締役候補者としたものであります。同氏には、これらの識見及び経験に基づき、主として、経営陣から独立した客観的な立場で当社の経営について監督を行うこと、経営に関する助言を行うこと、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するため幅広く多様な視点が提供されること等を期待しております。

社外取締役としての独立性に関する事項

当社と株式会社JCCLとの間には二酸化炭素排出量の削減に係る検討等を行う取引がありますが、当該取引の対価は1百万円未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。また、不二製油グループ本社株式会社及び第一稀元素化学工業株式会社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において取締役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

その他特記事項

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 木村文彦氏は任期満了となりますので、監査役1名の選 任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

監査役候補者の詳細は、18ページに記載のとおりであります。

- (注) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結しており、監査役候補者は、監査役に選任された場合には、その被保険者となります。D&O保険の契約内容の概要は以下のとおりであり、2024年6月に同内容での更新を予定しております。
 - ① 填補対象となる保険事故の概要 被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害 賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補します。
 - ② 保険契約の期間 1年間
 - ③ 被保険者の実質的保険料負担割合 全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担します。
 - ④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置 保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないとすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることがないよう措置しております。

木 村 文 彦

1953年11月3日生(70歳)

再 任 所有する当社株式の数:0株

社外 在任年数(本総会終結時):4年

取締役会出席回数(出席率):12/12回(100%) 監査役会出席回数(出席率):12/12回(100%)

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1976 年11月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2018年12月 有限責任監査法人トーマツ退職

1980年 3月 公認会計士登録 2019年 1月 木村文彦公認会計士事務所所長(現任)

独立

1992 年 5 月 監査法人トーマッ (現 有限責任監査法人トーマッ) 社員 2019 年 6 月 カツヤマキカイ株式会社社外監査役 (現任)

2015 年 6 月 公益財団法人京都大学教育研究振興財団監事(現任) 2020 年 6 月 当社社外監査役(現任)

[重要な兼職の状況]

·公益財団法人京都大学教育研究振興財団監事

・カツヤマキカイ株式会社社外監査役

男性

· 木村文彦公認会計士事務所所長

社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての豊富な実務経験に基づき、会計に関する高度の知見を有するとともに、公益財団法人京都大学教育研究振興財団監事、カツヤマキカイ株式会社社外監査役の要職を歴任するなど、わが国の企業会計を取り巻く状況にも精通していることから、主として会計の観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見を得ることが期待できるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。

なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役としての独立性に関する事項

当社とカツヤマキカイ株式会社との間には資材調達に係る取引関係がありますが、年間取引額が当社及び同社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。また、当社と公益財団法人京都大学教育研究振興財団及び木村文彦公認会計士事務所との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において監査役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において監査役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

その他特記事項

特に記載すべき事項はありません。

-18-

〔ご参考〕取締役及び監査役の経験・スキル・専門性について

第2号議案及び第3号議案が承認された場合の取締役及び監査役の構成並びに各取締役及び各監査役が有する 経験・スキル・専門性は、以下の表のとおりであります。

]	取締役	!		社	外取締	役	監証	資	社	外監査	役
	五十川	石丸	西岡	久米	椢原	苅田	長井	梅原	西田	島坂	金田	杦山	木村
経営経験	•	•	•	•		•		•		•	•		
複数の事業経験	•	•	•	•		•		•		•	•		
財務 (会計・資本政策)				•					•		•		•
法務 (コンプライアンス・ リスクマネジメント)		•	•						•		•	•	•
経営戦略 (経営企画)	•	•	•	•		•		•		•	•		
人事 (労務・人材開発)			•				•				•		
モノづくり (製造・調達・生産技術・品質保証)		•						•					
営業 (CS・サービス・マーケティング)					•	•	•	•		•			
技術 (研究開発)	•	•			•			•					
国際		•			•	•	•	•					
サステナビリティ (E S G)		•	•		•						•		
DX (ICT)		•			•	•		•					

以 上

事 業 報 告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【当連結会計年度の業績】

売 上 高	営業 利益	経 常 利 益	親会社株主に帰属する 当期純利益
257,060百万円	11,765百万円	12,106百万円	7,279百万円
前年度比14.2%(↑)	前年度比26.6%(↑)	前年度比22.3%(↑)	前年度比0.5%(↓)

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化や不安定な中東情勢などの影響による原材料・エネルギー価格の高騰や、為替相場の急変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、コロナ禍を経て、経済活動の正常化が進む一方、さらなる価値観の多様化や、企業と従業員の関係性、働く環境にも変化が起きております。

こうした中、当社グループは、2030年を志向した長期経営計画 [SG-Vision2030] のPhase 1に当たる、中期経営計画 [SG-2023] の最終年度を迎え、企業価値向上に向けた諸施策を推進してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、特装車部門を除く全ての部門で増加した結果、291,370百万円(前年度比9.1%増)となりました。また、売上高は、その他部門を除く全ての部門で増加した結果、257,060百万円(同14.2%増)となりました。

損益面では、鋼材価格の上昇、運営費の増加等の悪化要因があった一方、特装車部門において製品の販売価格の引き上げを実施した効果が現れたことや航空機部門における為替円安効果もあり、営業利益は11,765百万円(同26.6%増)、経常利益は12,106百万円(同22.3%増)となりました。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別利益が減少したことや税金費用が増加したこと等により7,279百万円(同0.5%減)となりました。

当社グループの部門別の状況は、次のとおりであります。

【特装車部門】

売 上 高		◆主要な事業内容 ダンプトラック、タンクローリ、テールゲートリフタ、脱着ボデ
100,523百万円	2,313百万円	ートラック、塵芥車等の特装車及びその部品等の製造、販売及び 修理並びにトレーラ、林業機械等の製造、販売
前年度比10.1%(↑)	前年度比226.9%(↑)	修注並びにトレーブ、杯未候機等の表起、販允

車体等の製造販売につきましては、受注は減少したものの、製品の販売価格の引き上げを実施 した効果が現れたことや主要部品の調達の遅滞が緩和されてきたこと等が寄与し、売上は増加い たしました。

また、保守・修理事業は、受注、売上ともに増加いたしました。

このほか、林業用機械等も、部品調達の遅滞が緩和されてきたことに伴い、受注、売上ともに 増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は106,773百万円(前年度比6.5%減)、売上高は100,523百万円(同10.1%増)となり、営業利益は2,313百万円(同226.9%増)となりました。

【パーキングシステム部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容
41,338百万円	2,765百万円	機械式立体駐車設備及び航空旅客搭乗橋の製造、販売及び保守
前年度比7.0%(↑)	前年度比2.9%(↑)	

機械式駐車設備は、新設物件の大口受注が増加したこと、サービス事業の売上が増加したこと等から受注、売上ともに増加いたしました。

また、航空旅客搭乗橋も、海外の大口のメンテナンス案件を受注したこと等が寄与し、受注、 売上ともに増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は54,360百万円(前年度比36.2%増)、売上高は41,338百万円(同7.0%増)となり、営業利益は2,765百万円(同2.9%増)となりました。

【産機・環境システム部門】

売 上 高	営業 利益	◆主要な事業内容 自動電線処理機、真空成膜装置、ダイレクトドライブモータ等の
42,985百万円	3,359百万円	製造及び販売並びにごみ中継施設、破砕・選別回収システム等の
 前年度比28.6%(↑)	 前年度比14.9%(↑)	製造及び販売

メカトロニクス製品は、海外の子会社において真空製品の受注が減少した一方、売上が増加したこと等から、分野全体でも受注は減少し、売上は増加いたしました。

また、環境関連事業は、リサイクル施設の長期運営事業を受託したことをはじめ、サービス案件が増加したこと等が寄与した結果、受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は52,600百万円(前年度比7.8%増)、売上高は42,985百万円(同28.6%増)となり、営業利益は3.359百万円(同14.9%増)となりました。

【流体部門】

売	上	高	営	業			◆主要な事業内容
	26,3	330百万円			4,1	03百万円	水中ポンプ、水処理関連設備・機器の製造、販売及び保守修理
	前年原	隻比7.5%(↑)		前	年度	比4.8%(†)	

海外の需要が堅調に推移し、受注及び売上が増加した結果、当部門の受注高は26,344百万円 (前年度比4.7%増)、売上高は26,330百万円(同7.5%増)となり、営業利益は4,103百万円(同4.8 %増)となりました。

【航空機部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容
31,915百万円	2,187百万円	救難飛行艇、訓練支援機等の航空機及び航空機部品等の製造、販売及び修理
前年度比37.9%(↑)	前年度比56.5%(↑)	

防衛省向けは、救難飛行艇US-2の製造及び修理が増加したこと等が寄与し、受注、売上ともに増加いたしました。

また、民需関連も、ボーイング社向け製品の受注及び生産機数の増加や為替円安効果により、受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は32,690百万円(前年度比35.2%増)、売上高は31,915百万円(同37.9%増)となり、営業利益は2,187百万円(同56.5%増)となりました。

【その他部門】

売 上 高	営 業 利 益	◆主要な事業内容
13,968百万円	667百万円	住宅、ごみ処理施設等の建設、不動産業、人材派遣業、コンピュ ータ利用システムの開発設計請負業等
前年度比1.6%(↓)	前年度比9.7%(↓)	

建設事業において、受注が増加したものの、売上が減少した結果、当部門の受注高は18,600百万円(前年度比24.4%増)、売上高は13,968百万円(同1.6%減)となり、営業利益は667百万円(同9.7%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,891百万円であり、その主なものは特装車部門における生産設備の更新や合理化であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入残高は50,616百万円であり、前年同期と比べ1,800百万円減少しております。減少の主な理由は、当社において、約定に基づき借入金の一部を返済したことによるものです。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2030年度までの10か年にわたる長期経営計画 [SG-Vision2030] を策定しております。そして、同計画の適用期間を3つのPhase (段階・期間) に分け、各Phaseについて中期経営計画を立案・推進することとしております。

2024年度から2026年度までの3か年は、そのPhase 2 【拡大】の適用期間となることから、同期間を対象とする新たな中期経営計画 [SG-2026] を策定し、公表いたしました。

【中期経営計画 [SG-2026] の概要】

ア. [SG-2026] 経営指標

	連結売上高	連結営業利益海外売上高		ROE	ROIC	
目標値	3,200億円	180億円	800億円	10%以上	7%以上	

イ. 基本方針

- ① 持続的成長の実現 海外展開の加速、戦略的M&Aの実施、DX推進による新たな価値の創造、新事業創出
- ② 事業ポートフォリオ・マネジメント [SG-Vision2030] のゴールを見据え事業ポートフォリオを「成長力強化事業」と「収益力強化事業」に区分
- ③ ROIC経営の浸透と推進 ROIC逆ツリー展開、適正なキャッシュ・アロケーション
- ④ 人的資本の強化 成長戦略に則った人材の獲得・育成、エンゲージメントサーベイによるモニタリング
- ⑤ 製品・サービスを通じた環境、社会への貢献 GHG(温室効果ガス)プロトコル Scope 1・2のグループ会社への展開・Scope 3の導入、ステークホルダーへの提供価値の拡大による企業価値の向上
- ⑤ リスクマネジメント・コンプライアンスの強化気候変動等に起因する事業リスクのモニタリング、情報セキュリティ対策強化、コンプライアンス教育の強化等
- ※ その他、中期経営計画 [SG-2026] の詳細については、当社ウェブサイトにも資料を掲載しております。 下記URLまたはQRコードからアクセスして、ご参照ください。

https://www.shinmaywa.co.jp/ir/presentation.html



中期経営計画 [SG-2026] は、長期経営計画 [SG-Vision2030] に掲げる最終目標の実現に向けて、その最終目標からバックキャストした【拡大】戦略と2026年度までに到達すべき業績目標等を定めたものであります。資本効率や生産性、収益力のさらなる向上を図り、これらの目標を達成することができるよう、同計画に掲げた戦略・施策への取り組みを着実に進めていくことが課題となります。

株主の皆様におかれましては、当社グループがこれらの課題に対処していくにあたり、これまでと変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

【ご参考】長期ビジョン及び長期経営計画について

2021年度から2030年度までの長期経営計画適用期間の10年間を3つのPhase (段階・期間) に分け、各Phaseについて中期経営計画を立案・推進することで、当社グループが目指す2030年度における姿を表した「長期ビジョン」の実現及び各種経営指標への到達を目指します。

長期ビジョン	グローバルな社会ニーズに応え、都市・輸送・環境インフラの高度化に貢献する 価値共創カンパニーを目指します。						
長期経営計画	Sustainable Growth with Vision 2030-価値創造による持続的成長- [SG-Vision 2030]						
中期経営計画	2021~2023年度	2024~2026年度	2027~2030年度				
中州ベ名司 画	Phase 1【転換】	Phase 2 【拡大】	Phase 3 【飛躍】				

長期経営計画 [SG-Vision 2030]

「長期事業戦略」(2030年の社会未来像を描き、これを実現する事業施策を立案・実践する)と、「経営基盤の強化」(サステナビリティ経営の推進により「長期事業戦略」の進捗を支えつつ、価値創造を支えるマテリアリティ(重要課題)の解決とSDGsへの貢献に取り組む)という2つの経営テーマに並行して取り組み、経済的価値と社会的価値を持続的に創出することで企業価値の向上を図ります。

ア. 「長期事業戦略」及び「経営基盤の強化」として取り組む施策等の概略

	既存事業の深化・領域拡大 (ICTの活用、モビリティの進化への対応、海外市場拡大等)
医抑毒类酚酸	新事業創出の促進
長期事業戦略 	戦略的M&Aの推進
	デジタルトランスフォーメーション(DX)推進
	事業ポートフォリオ・マネジメントをはじめ経営資源を適切に配分するための財務戦略・資本政 策の策定・推進と取締役会によるモニタリング
経営基盤の強化	会社の持続的な価値向上と従業員エンゲージメント向上を両立させる人材戦略の実践
	ESG(Environment:環境、Social:社会、Governance:ガバナンス)に関するマテリアリティ(重要課題)への取り組みの推進

イ. 長期経営計画 [SG-Vision 2030] における経営指標と目標水準

	連結売上高	海外売上高	ROE	ROIC	
目標水準	4,000億円以上	1,000億円以上	12%以上	10%以上	

ウ. 環境・社会・ガバナンスに関するマテリアリティと重点取り組みテーマの概略

	マテリアリティ (重要課題)								
環境	地球温暖化防止	生産活動に伴う温室効果ガスの排出削減							
	循環型社会への貢献	廃棄物の削減							
社会	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	多様性を尊重し支援する組織風土の醸成、個人に内在 する多様性の獲得等							
社本	働きやすい職場環境の整備								
ガバナンス	コーポレートガバナンス体制の充実	取締役会の機能強化等							
	リスク管理体制の整備・強化	BCPの整備、CSR調達の推進等							

(9) 財産及び損益の状況の推移

	区		分	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (当連結会計年度) (2023年度)
受		注	高(百万円)	199,308	263,163	267,159	291,370
売		上	高(百万円)	209,226	216,823	225,175	257,060
営	業	利	益(百万円)	10,479	10,569	9,293	11,765
経	常	利	益(百万円)	11,182	11,821	9,902	12,106
親会	会社株主に帰	属する当期	純利益(百万円)	5,487	6,907	7,313	7,279
1	株当た	り当期	純 利 益(円)	83.47	104.96	111.00	110.38
R		О	E (%)	6.4	7.7	7.6	7.1
R	0	I	C(%)	5.1	5.1	4.4	5.3
総		資	産(百万円)	212,060	221,206	226,907	260,102
純		資	産(百万円)	88,838	94,261	100,439	108,734

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第98期の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(10) 重要な子会社の状況

① 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社明和工務店	百万円 480	100	土木建築の設計施工
新明和オートエンジニアリング株式会社	300	100	輸送関連機械等の販売及び保守修理
イワフジ工業株式会社	300	100	林業機械等の製造、販売及び修理
大 亜 真 空 株 式 会 社	135	100	真空技術を利用した各種機械製造
東 邦 車 輛 株 式 会 社	100	100	特装車及びその部品の製造、販売及び修理
新明和パークテック株式会社	100	100	機械式駐車設備の設計、製造及び保守
新明和ソフトテクノロジ株式会社	100	100	コンピュータ利用システムの開発及び機 械器具類等の設計請負
新明和ウエステック株式会社	100	100	環境施設の運営
Thai ShinMaywa Co., Ltd.	百万バーツ 1,080	100	特装車部品、水中ポンプ等の製造及び販 売
KOREA VACUUM LIMITED	千ウォン 1,499,000	76.6	真空装置、車両用部品の製造等

- (注) 1. 2024年3月31日現在における当社の連結子会社は、上記の子会社10社を含め、29社であります。
 - 2. 当社の連結子会社 (完全子会社) であるShinMaywa (Asia) Pte. Ltd. (主要な事業内容:航空旅客搭乗橋、産機・環境システム製品及び流体製品の販売、保守及び修理) は、経営資源の集約による経営の効率化等を図るため、2023年4月1日付で、吸収合併により、その権利義務の全部を同じく当社の連結子会社であるShinMaywa Aerobridge Singapore Pte. Ltd. (主要な事業内容:航空旅客搭乗橋の組立、保守及び修理) に承継させ、解散いたしました。なお、存続会社であるShinMaywa Aerobridge Singapore Pte. Ltd.は、同日付で、その商号を「ShinMaywa (Asia) Pte. Ltd.」へと変更いたしました。
 - 3. 当社の連結子会社であるKOREA VACUUM LIMITEDが、2023年4月18日付で自己株式24,427株を取得したことから、同社に対する当社の出資比率は70.3%から76.6%に増加しております。
 - 4. 当社の連結子会社であり、かつ新明和オートエンジニアリング株式会社の連結子会社(完全子会社)でもある大和総業株式会社(主要な事業内容:特装車・油圧機器の部品販売及び保守修理等)及び株式会社森安自動車工作所(主要な事業内容:特装車・油圧機器の部品販売及び保守修理等)の2社について、特装車サービス体制の強化を図ることを目的として、2024年4月1日付で、大和総業株式会社を存続会社、株式会社森安自動車工作所を消滅会社とする吸収合併を行いました。これにより株式会社森安自動車工作所は消滅し、当社の連結子会社は同日現在で28社となっております。なお、存続会社である大和総業株式会社は、同日付で、その商号を「株式会社エー・エヌ・エス」へと変更するとともに、経営基盤の強化等を目的として資本金を10百万円から100百万円に増資いたしました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(11) 主要な事業所及び工場(2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

名 称			所	在	地			名	称			所	在	地			
本 社	兵	庫	県		宝	塚	市	中国	支 店	広	島	ŧ	市		南		区
東京本部	横	浜	市		鶴	見	区	九 州	支 店	福	岡	市		博	多		区
上野ビル	東	京	都		台	東	区	佐 野	工場	栃	木	県		佐	野		市
北海道支店	札	幌	!	市		西	区	寒川	工場	神	奈 川	県高		座 郡	寒	Ш	町
東北支店	仙	台	市	宮	城	野	区	宝 塚	工場	兵	庫	県		宝	塚		市
関東支店	さ	٢٦	た	ま	市	北	区	甲南	工場	神	戸	市		東	灘		区
中部支店	名	古	屋		市	中	区	小野	工場	兵	庫	県		小	野		市
関西支店	(特装	車)兵庫	県宝塚	市、	(流体)フ	大阪市流	訓区	広島	工場	広	島	県	東	広	虐	ŧ	市

② 子会社の主要な事業所

名称	所 在 地	名称	所 在 地
株式会社明和工務店	神戸市中央区	新明和パークテック株式会社	東京都港区
新明和オートエンジニアリング株式会社	横浜市鶴見区	新明和ソフトテクノロジ株式会社	兵庫県西宮市
イワフジエ業株式会社	岩手県奥州市	新明和ウエステック株式会社	兵庫県宝塚市
大 亜 真 空 株 式 会 社	千葉県八千代市	Thai ShinMaywa Co.,Ltd.	タイ王国サムサコン県
東邦車輛株式会社	横浜市鶴見区	KOREA VACUUM LIMITED	大 韓 民 国大 邱 広 域 市

(注) 東邦車輛株式会社の本店所在地は、群馬県邑楽郡邑楽町であります。

(12) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数		前連結会計年度末比増減
		6,453		名	+413 名

(注) 上記の使用人数には、執行役員、専門役員、理事、顧問、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数	
3,264 名	+128 名	43.8 歳	14.9 年	

(注) 上記の使用人数には、執行役員、専門役員、理事、顧問、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(13) 主要な借入先及び借入額(2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	21,274 百万円
株式会社三井住友銀行	10,000
株式会社みずほ銀行	9,241
株式会社日本政策投資銀行	3,000

(注) 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行引受の私募債800百万円の残高があります。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年9月12日、機械式駐車装置(二段・多段方式のものを除く)の製造販売業者らと共同して、①機械式駐車装置の取引について受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた疑いがある、②機械式駐車装置の販売価格の維持又は引上げを図っていた疑いがある、として公正取引委員会の立入検査を受けました。

当社は、公正取引委員会の検査に全面的に協力するとともに、かかる疑いを受けたことを厳粛 に受け止め、役職員に対して独占禁止法の順守に関する研修を実施するなど、コンプライアンス 体制の強化に向けた取り組みを進めております。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 70,000,000株

(3) 株 主 数 28,052名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,727 ^{千株}	11.71 %
三信株式会社	6,749	10.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,059	6.15
新明和グループ従業員持株会	3,189	4.83
住友不動産株式会社	1,837	2.78
東洋ビルメンテナンス株式会社	1,391	2.10
新明和グループ取引先持株会	957	1.45
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	917	1.39
JP MORGAN CHASE BANK 385781	777	1.17
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	734	1.11

⁽注) 持株比率は、自己株式(4,029,045株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

同制度に基づき、当事業年度においては、取締役(社外取締役を除く)5名に対し、職務執行の対価として22,966株を交付いたしました。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項(2024年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地	位		氏		3	名	担当及び重要な兼職の状況
	表取締役 条役社長		五十	·JI	龍	之	
取	締 役		石	丸	寛	=	副社長執行役員 経営企画本部長(技術・サステナビリティ・モノづくり担当)
取	締 役		西	岡		彰	専務執行役員 人事教育部長(法務・人事総務担当) 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長
取	締 役	1.5	久	米	俊	樹	常務執行役員 財務部長
取	締 役	:	椢	原	敬	士	常務執行役員 新事業戦略本部長(営業・国際・DX担当、サステナビリティ副担当)
取	締 役		苅	田	祥	史	株式会社グローセル 社外取締役
取	締 役	:	長	井	聖	子	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授 王子ホールディングス株式会社 社外取締役
取	締 役		梅	原	俊	志	不二製油グループ本社株式会社 社外取締役 第一稀元素化学工業株式会社 社外取締役 株式会社JCCL 代表取締役 国立大学法人北海道大学 理事(非常勤) 慶應義塾大学 特任教授
常勤	b 監 査 役		西	田	幸	司	
常勤	監査 役		島	坂	忠	宏	
監	査 役	:	金	田	友三	郎	
監	査 役	ť	杦	Щ	栄	理	はばたき綜合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社リニカル 社外取締役 神戸大学大学院法学研究科 法曹実務教授
監	査 役		木	村	文	彦	カツヤマキカイ株式会社 社外監査役 公益財団法人京都大学教育研究振興財団 監事 木村文彦公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役 苅田祥史氏、長井聖子氏及び梅原俊志氏は、社外取締役であります。 なお、当社は取締役 苅田祥史氏、長井聖子氏及び梅原俊志氏を、株式会社東京証券取引所の定める 独立役員の要件を満たす社外取締役として、独立役員に選定しております。
 - 2. 監査役 金田友三郎氏、杦山栄理氏及び木村文彦氏は、社外監査役であります。 なお、当社は監査役 金田友三郎氏、杦山栄理氏及び木村文彦氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外監査役として、独立役員に選定しております。

- 3. 監査役 木村文彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4. 取締役 西岡 彰氏は、2023年12月1日付で当社の連結子会社(完全子会社)である新明和商事株式 会社の代表取締役 取締役社長に就任いたしました。
- 5. 取締役 梅原俊志氏は、2024年2月16日をもって株式会社ユニラクの代表取締役を、また2024年3月31日をもって国立大学法人北海道大学 理事 (非常勤)及び慶應義塾大学 特任教授の役職をそれぞれ退任いたしました。
- 6. 監査役 杦山栄理氏は、2023年6月22日付で株式会社リニカルの社外取締役に就任いたしました。
- 7. 執行役員を兼務する取締役について、2024年4月1日付で執行役員としての担当等の異動を行いました。異動後の状況は、次のとおりであります。

地		位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
取	締	役	石 丸 寛 二 副社長執行役員(技術・サステナビリティ担当)		
取	締	役	西岡	彰	専務執行役員(法務・人事総務・人事教育担当)
取	締	役	椢 原	敬士	常務執行役員 新事業戦略本部長(営業・国際担当、サステナビリティ副担当)

〔ご参考〕執行役員について

当社は、経営意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。 2024年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員の状況は次のとおりであります。

役 名	氏 名	担当
常務執行役員	中 野 恭 介	パーキングシステム事業部長 (国際副担当)
常務執行役員	田中克夫	技師長
常務執行役員	小 田 浩一郎	経営企画本部長 (モノづくり・DX担当)
常務執行役員	田村功一	流体事業部長兼事業推進本部長(モノづくり副担当)
常務執行役員	新 居 聡	産機システム事業部長兼メカトロ本部長 (技術副担当)
常務執行役員	望田秀之	航空機事業部長
常務執行役員	増 田 健	特装車事業部長
執 行 役 員	深井浩司	経営企画本部デジタル推進部長 (DX副担当)
執行役員	長尾嘉宏	特装車事業部佐野工場長
執 行 役 員	中瀬雅嗣	パーキングシステム事業部次長
執 行 役 員	穐 本 崇	特装車事業部新事業推進部長
執 行 役 員	石 原 秀 朝	特装車事業部次長
執 行 役 員	小 西 宏 明	人事総務部長 (人事教育副担当)
執 行 役 員	難波政浩	パーキングシステム事業部次長兼事業企画室長
執 行 役 員	桑 原 一 郎	産機システム事業部次長兼環境システム本部長
執 行 役 員	松本泰孝	法務部長
執 行 役 員	長 井 諭	流体事業部次長兼営業本部長
執 行 役 員	二宮武司	特装車事業部営業本部長

- (注) 1. 執行役員 中瀬雅嗣氏は、当社の連結子会社(完全子会社)である新明和パークテック株式会社の代表取締役 取締役社長を兼務しております。
 - 2. 執行役員 穐本 崇氏は、当社の連結子会社(完全子会社)である新明和オートエンジニアリング株式会社の代表取締役 取締役社長を兼務しております。
 - 3. 執行役員 桑原一郎氏は、当社の連結子会社(完全子会社)である新明和ウエステック株式会社の代表取締役 取締役社長及び当社の非連結子会社(完全子会社)である新明和(重慶)環保科技有限公司の董事長を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬に関する基本方針

- ・経営理念、長期ビジョンに基づいた「中長期的な業績向上」と「持続的な企業価値の向上」を動機づける報酬体系とする。
- ・長期ビジョンの実現に向けて、優秀な経営人材を確保・維持するためのインセンティブ のある報酬水準とする。
- ・ステークホルダーに対して説明責任を果たすことができる客観性、透明性の高い報酬体 系とし、社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」での審議を踏まえ、 取締役会の決議により公正に決定する。

② 取締役の報酬等の体系

月額報酬(固定報酬)、賞与(業績連動報酬)、業績連動型株式報酬(業績連動・非金銭報酬)及び譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)によって構成しております。

ただし、社外取締役については、独立かつ客観的な立場から経営を監督するという役割に 鑑み、月額報酬のみとし、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬は支給しない こととしております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)であります。

- ・月額報酬及び賞与の総額は、年額520百万円以内(うち社外取締役は月額報酬のみ年額 60百万円以内とする。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とする。
- ・上記の報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式を付与する ための金銭債権として年額50百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まな い)を支給するとともに、その全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普 通株式を年75,000株以内で発行又は処分する。

また、2022年6月24日開催の第98期定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)であります。

・月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して 業績連動型株式を付与するための金銭債権として年額400百万円以内を支給するととも に、その全部を現物出資財産として払込むことにより、当社の普通株式を年600,000株 以内で発行又は処分する(業績評価期間は最大4事業年度となる場合を想定しており、 一事業年度あたりでは年額100百万円以内、年150,000株以内に相当する)。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、次のとおりであります。なお、本決定方針は、あらかじめ「指名・報酬委員会」において審議し、その審議結果を踏まえて取締役会において決議したものであります。

【月額報酬について】

- ・月額報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、職責や世間水準を勘案して決定する。
- ・月額報酬を与える時期は、取締役の任期(選任後1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)中の毎月とする。

【賞与について】

- ・賞与の額を算定する指標は、親会社株主に帰属する当期純利益、営業利益及びROICとする。これらの指標を選択した理由は、株主に対する配当の原資となる親会社株主に帰属する当期純利益と、事業活動によって生み出されるものである営業利益及び投下資本に対する税引後営業利益の割合を重要視しているためである。
- ・賞与の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位等を勘案して、取締役会において決定する。具体的には、まず親会社株主に帰属する当期純利益をベースとして取締役社長の賞与水準を算定し、これに役位別の係数を乗じて他の取締役の賞与水準を算定した後、営業利益やROICの増減、「中長期戦略の実現」に向けて当事業年度に取り組んだ中長期的な要素を加味し、世間水準も考慮の上、個別の賞与支給額を決定する。
- ・賞与を与える時期は、定時株主総会の終了後の7月とする。

【業績連動型株式報酬について】

- ・当社の普通株式を付与するための金銭報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位や在任期間及び中期経営計画期間における業績目標達成度に応じて、取締役会において決定する。
- ・当社の普通株式を付与するための金銭報酬を与える時期は、業績評価期間である中期経営計画期間(3又は4事業年度)が終了した翌事業年度の7月に当該中期経営計画期間分を一括支給することとする。
- ・業績評価指標は、業績評価期間における累積連結営業利益及び単純平均連結ROEとする。これらの指標を選択した理由は、中期経営計画における業績目標の指標として連結営業利益及び連結ROEを採用しているためである。

【譲渡制限付株式報酬について】

- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬の額は、前記株主総会において承認された範囲内で、役位や世間水準を勘案して、取締役会において決定する。
- ・譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬を与える時期は、毎年7月に年額を一括支給することとする。

【月額報酬、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬の割合について】

・賞与の額は業績等に応じて年度ごとに変動すること、また中期経営計画ごとに業績連動型株式報酬の支給額を変動させることから、月額報酬、賞与、業績連動型株式報酬及び 譲渡制限付株式報酬の支給割合は年度ごとに変動させるものとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬等を決定するにあたっては、それらの議案を取締役会に付議する前に、社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」にその内容を諮問し、その妥当性等について審議・答申することとしております。
- ・取締役会においては、取締役の個人別の報酬等の額の決定を、代表取締役 取締役社長 五十川龍之に一任することを決議しております。
- ・かかる権限を代表取締役に委任することとした理由は、取締役の職務執行に対する評価 は、各取締役が担当する業務の内容と、それらに対する各取締役の具体的な取り組み内 容を詳細かつ俯瞰的に把握することができる立場にある代表取締役が行うことが適して いると考えたためであります。
- ・なお、代表取締役に委任した権限が適切に行使されるようにするため、取締役会が委任 決議をするにあたっては、代表取締役は「指名・報酬委員会」の審議結果を踏まえて具

体的な報酬等の額を決定すべきこととしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」において、あらかじめ上記の決定方針との整合性も含めた審議が行われており、その審議結果を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、同決定内容は、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

2012年6月26日開催の第88期定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。なお、監査役には、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬は支給しないこととしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名(うち社外監査役3名)であります。

⑧ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

		\$	対象となる役			
役員区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬	業績連	動報酬	譲渡制限付	員の員数
	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	基 个報酬	賞与	株式報酬	株式報酬	(人)
取締役 (うち社外取締役)	299 (28)	190 (28)	70 (—)	6 (—)	32 (_)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	54 (18)	54 (18)	_	_	_	5 (3)

- (注) 1. 当事業年度の末日(2024年3月31日)時点における取締役及び監査役の在籍人員は13名(取締役8名、監査役5名)であります。
 - 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 - 3. 業績連動報酬のうち賞与の額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。
 - 4. 業績連動報酬のうち株式報酬の額は、業績評価期間である中期経営計画期間にわたって費用を計上する業績連動型株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
 - 5. 譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
 - 6. 業績連動型報酬の業績評価指標である親会社株主に帰属する当期純利益、営業利益、ROE及びROIC の実績は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

[ご参考] 指名・報酬委員会について

当社は、取締役、執行役員等の役員に関する人事、報酬等の透明性及び妥当性を高めるべく「指名・報酬委員会」を設置しており、役員候補者の選定、役員の報酬を決定するにあたっては、あらかじめ同委員会に諮問することとしております。

当事業年度の末日(2024年3月31日)現在、同委員会の委員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 及 び 職 業 等	指名・報酬委員会における地位
苅 田 祥 史	当社社外取締役	委員長
長 井 聖 子	当社社外取締役	委員
梅原俊志	当社社外取締役	委員
五十川 龍 之	当社代表取締役 取締役社長	委員

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	玄 分	}	氏 名			重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係					
取	締	役	苅	田	祥	史	株式会社グローセル 社外取締役	特別の関係はありません。				
取	締	/ /P ==		++	耳口	ユ	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授	特別の関係はありません。				
ДX	中怀	役	X	長 井 聖		7	王子ホールディングス株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。				
							不二製油グループ本社株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。				
	取 締 役				志	第一稀元素化学工業株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。					
取		梅	毎 原	俊		株式会社JCCL 代表取締役	当社と同社との間には二酸化炭素排出量の削減に係る検討等を行う取引がありますが、当該取引の対価は1百万円未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。					
											株式会社ユニラク 代表取締役	特別の関係はありません。
							国立大学法人北海道大学 理事	特別の関係はありません。				
							慶應義塾大学 特任教授	特別の関係はありません。				

[玄 分	}		氏	名		重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係	
							はばたき綜合法律事務所 パートナー弁護士	特別の関係はありません。	
監	査	査 役 杦 山 栄 理		栄 理		栄 理		株式会社リニカル 社外取締役	特別の関係はありません。
							神戸大学大学院法学研究科 法曹実務教授	特別の関係はありません。	
監	監査役木		木	村	☆	产	カツヤマキカイ株式会社 社外監査役	当社と同社との間には資材調達に係る取引関係がありますが、年間取引額が当社及び同社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。	
			, 41	~	12	公益財団法人京都大学教育研究振興財団 監事	特別の関係はありません。		
							木村文彦公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。	

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	苅 田 祥 史	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、会社経営に関する 豊富な実務経験に基づき、社外取締役として取締役の職務執行の監督を行う とともに、取締役会において当社の経営に関し有益な意見の表明を行ってお ります。
取 締 役	長井聖子	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、他社での業務経験や大学教授としての知見等に基づき、社外取締役として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会において当社の経営に関し有益な意見の表明を行っております。
取 締 役	梅原俊志	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、会社経営に関する 豊富な実務経験に基づき、社外取締役として取締役の職務執行の監督を行う とともに、取締役会において当社の経営に関し有益な意見の表明を行ってお ります。
監 査 役	金 田 友三郎	当事業年度に開催された取締役会12回の全て及び監査役会12回の全てに出席し、企業における豊富な実務経験に基づき、社外監査役として客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っております。
監 査 役	枚 山 栄 理	当事業年度に開催された取締役会12回の全て及び監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する専門的な知見及び豊富な経験に基づき、社外監査役として客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っております。
監 査 役	木村文彦	当事業年度に開催された取締役会12回の全て及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知見及び豊富な経験に基づき、社外監査役として客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	苅 田 祥 史	取締役会に付議された中期経営計画の進捗状況のモニタリングその他の重要な議案について、他社での豊富な経営経験に基づき活発に意見の表明を行ったほか、「指名・報酬委員会」の委員長としてサクセッションプランの運用・見直しや、役員の人事・報酬水準について審議するなど、経営陣から独立した客観的な立場から当社の経営の監督や経営に関する助言が行われております。他社での豊富な経営経験に基づく意見は、取締役会における議論が多様な視点に基づいて行われることに寄与しております。
取締役	長 井 聖 子	取締役会に付議された中期経営計画の進捗状況のモニタリングその他の重要な議案について、他社での豊富な経営経験に基づき活発に意見の表明を行ったほか、「指名・報酬委員会」の委員としてサクセッションプランの運用・見直しや、役員の人事・報酬水準について審議するなど、経営陣から独立した客観的な立場から当社の経営の監督や経営に関する助言が行われております。他社での業務経験等に基づく意見や、企業風土の重要性等に着目した意見は、取締役会における議論が多様な視点に基づいて行われることに寄与しております。
取締役	梅原俊志	取締役会に付議された中期経営計画の進捗状況のモニタリングその他の重要な議案について、他社での豊富な経営経験に基づき活発に意見の表明を行ったほか、「指名・報酬委員会」の委員としてサクセッションプランの運用・見直しや、役員の人事・報酬水準について審議するなど、経営陣から独立した客観的な立場から当社の経営の監督や経営に関する助言が行われております。他社での豊富な経営経験に基づく意見は、取締役会における議論が多様な視点に基づいて行われることに寄与しております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、以下のとおり、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)契約を締結しております。

なお、当該契約は、2024年6月に同一内容で更新する予定であります。

(1) D&O保険の被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員並びに日本国内の子会社の取締役及び監査役を被保険者としております。

(2) D&O保険契約の内容の概要

① 填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に関して当社又は第三者に対して損害賠償責任を負う場合に、その損害賠償金及び争訟費用について、20億円を限度として填補することとしております。

② 保険契約の期間

保険契約の期間は1年間であります。

- ③ 被保険者の実質的保険料負担割合 全ての被保険者について、その保険料は当社が全額負担しております。
- ④ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険会社との契約により、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、被保険者が会社から授与された権限を逸脱して行った決定又は行為に起因する損害賠償請求等、被保険者の不正な職務の執行に起因して被保険者が負担する損害賠償責任については填補しないとすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれることがないよう措置しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

53百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

53百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、前期の会計監査人の監査計画と実績の状況を確認するとともに、当事業年度に係る監査計画日数・配員計画及び報酬見積額の算定根拠等について必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額については妥当であると判断し、同意しております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 当社の子会社のうち、KOREA VACUUM LIMITEDほか海外現地法人の一部につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- 1 解任
 - 一 監査役会は、監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が妥当と判断したときは、会計監査人の解任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
 - 二 監査役会は、上記一において、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態が合理的に予想されるときは、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

② 不再任

監査役会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、会計監査人の不再任 に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

- 一 監査法人である会計監査人がその社員の中から選定した会計監査人の職務を行うべき者について、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合又は公認会計士法に定める公認会計士の義務に違反したと判断した場合において、当該監査法人がこれに代わる会計監査人の職務を行うべき者の選定を速やかに行わないとき
- 二 会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適 正に行われることを確保できないと判断されるとき
- 三 上記一及び二の他、会計監査人の業務執行状況等を当社が規定する会計監査人の評価基準に基づき総合的に評価した結果、会計監査人を変更することが適切であると判断したとき

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。 ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規締結を除く。)

③ 奶分理由

他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

⁽注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

									(手位・日/17日/
科	目	第100期	第99期(ご参考)		科		目	第100期	第99期(ご参考)
(資 産 <i>0</i>	部)				(負		郅)		
流動資産		178,056	152,491	流		負債		122,415	68,522
現金及	び預金	23,382	22,745			手形及び		34,166	27,310
受取手形、売掛		83,163	62,812			内償還予定		800	800
					短		入 金	7,580	6,372
電子記	録 債 権	7,977	8,604			返済予定の長		29,235	2,210
商品及	び製品	5,405	4,805		未	払 費		12,777	10,990
仕 挂	品	24,147	24,122		未契	払 法 人 約 負	税等債	4,223	2,337 2,923
原材料及	び貯蔵品	29,131	24,874			利 · 貝 員 賞 与 引		14,130 277	2,923
その他の	流動資産	5,052	4,920			品保証引		99	58
貸倒引		△203	△395			事損失引		3,351	3,168
A M	1 — 75					り他の流動		15,771	12,083
				固		負債		28,952	57,945
					社		債		800
					長	期借	入 金	13,000	42,234
固定資産		82,046	74,415			延 税 金	負 債	102	104
有形固定資	産	45,008	42,488			価に係る繰延れ		47	47
建物及び	が 構 築 物	19,713	19,030			裁給付に係.		13,336	12,973
機械装置及		6,901	6,397	-		り他の固定		2,466	1,786
土	地	13,842	13,796	負		債 合 資産の音	計	151,367	126,467
	_			株	(純 主	貝性の言資本	5D <i>)</i>	100,333	96,037
		2,157	1,135	不	王 資	本	金	15,981	15,981
その他の有		2,393	2,129		資		余金	15,660	15,657
無形固定資	産	2,619	2,702		利		余 金	74,445	70,236
投資その他の資	産	34,417	29,224		自	己株	-	△5,753	△5,838
投 資 有	価 証 券	14,944	11,170	その		利益累計額		6,675	2,709
長期貸	付 金	371	405		その	他有価証券評价	西差額金	2,889	633
退職給付に	係る資産	5,421	4,542			也再評価差		△376	△376
繰 延 税	金資産	7,514	7,533			替換 算 調		3,027	2,116
						給付に係る調整	整累計額	1,134	335
		6,180	5,590			主持分	=1	1,725	1,692
貸倒引		△14	△17	純	資	産金		108,734	100,439
資 産	合 計	260,102	226,907	負	債	純資産	合 計	260,102	226,907

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科		目		第100期	第99期(ご参考)
売	上	高		257,060	225,175
売 上	原	価		216,233	189,245
売 .	上 総	利	益	40,827	35,929
販売費及で	び一般管	理 費		29,062	26,635
営	業	利	益	11,765	9,293
営 業	外 収	益		1,824	1,481
受 取 利	息 及	び 配 当	金	380	261
持 分 法	による	投 資 利	益	144	337
雑	収		益	1,299	881
営 業	外 費	用		1,483	872
支	払	利	息	455	273
雑	損		失	1,027	598
経	常	利	益	12,106	9,902
特別	利	益		79	690
固 定	資 産	売 却	益	79	291
投 資 有	価 証	券 売 却	益	_	399
特別	損	失		511	389
固 定	資 産	処 分	損	104	220
関 係 会	社 出 資	金 評 個	損	_	64
事業	整	理	損	406	104
税 金 等	調整前	当 期 純	利 益	11,674	10,203
法人税、	住 民 秭	込及び事	業税	5,325	3,586
法人	税 等	調整	額	△1,367	△1,144
	期 純	利	益	7,716	7,762
非支配株	主に帰属	する当期線	純 利 益	436	448
親会社株	主に帰属	する当期組	純 利 益	7,279	7,313

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

第99期(ご参考) 51,686 13,746 800 2,200 1,639 6,988 531 838 22,067 75 2,783
13,746 800 2,200 1,639 6,988 531 838 22,067 75 2,783
13,746 800 2,200 1,639 6,988 531 838 22,067 75 2,783
800 2,200 1,639 6,988 531 838 22,067 75 2,783
2,200 1,639 6,988 531 838 22,067 75 2,783
1,639 6,988 531 838 22,067 75 2,783
6,988 531 838 22,067 75 2,783
531 838 22,067 75 2,783
838 22,067 75 2,783 15
22,067 75 2,783 15
75 2,783 15
2,783 15
15
= 0 - 0 - 1
53,331
800
42,200
301
9,167
862
105,018
50,703
15,981
15,737
15,737
24,823
2,128
22,694
22,694
△5,838
719
719
51,423
156,441

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

	科		目		第100期	第99期(ご参考)
売	上		高		151,877	127,247
売	上	原	価		135,466	113,863
売	上	総	利	益	16,410	13,383
販 売 費	及び一	般管理	費		14,389	13,176
営	業	į	利	益	2,021	207
営業	外	収	益		3,611	4,585
受 取	利息	及び	配 当	金	2,431	3,677
雑		収		益	1,180	907
営 業	外	費	用		961	493
支	払		利	息	187	169
雑		損		失	774	324
経	常		利	益	4,671	4,299
特	別	利	益		15	690
	定 資		売 却	益	15	290
投 資	有 価	証 券	売 却	益	_	399
特	別	損	失		446	266
固	定 資	産	処 分	損	39	97
関 係	会 社	出資	金 評 価	損	_	64
事	業	整	理	損	406	104
税	引 前	当 期	純利	益	4,240	4,722
法	、 税、 住	民税	及 び 事	業税	2,281	809
法	人 税	等	調整	額	△1,264	△886
当	期	純	利	益	3,222	4,798

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

新明和工業株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監查法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巌 印業 務 執 行 社 員 公認会計士 荒 井

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 印 拳 務 執 行 社 員 公認会計士 有 久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新明和工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新明和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、 連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討 する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、 単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

新明和工業株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巌 印業 務 執 行 社 員 公認会計士 荒 井

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 印業 務 執 行 社 員 公認会計士 有 久

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新明和工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の 記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、 また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の公正取引委員会による立入検査を受けた件につきましては、監査役会として引き続き今後の推移及び当社の対応を注視してまいります。

2024年5月24日

新明和工業株式会社 監査役会 常勤監査役 西 田 幸 司 印 常勤監査役 島 坂 忠 宏 印 社外監査役 金 田 友三郎 印 社外監査役 杦 山 栄 理 印 社外監査役 木 村 文 彦 印

以上

株主総会会場ご案内

<u>会</u>場 兵庫県宝塚市新明和町1番1号 当社本社5階大会議室 TEL (0798)56-5000(代表)





